

# 登記所備付地図作成作業について(お知らせ)

青森地方法務局では、登記所備付地図作成作業を実施しています。

## ☆ 地図を作成する理由

法務局には、土地や建物を相続したり、売買した場合に登記を記録する登記簿のほか、一般に「公図」と呼ばれている地図が備え付けられ、公示しています。公図は、土地の位置の確認や境界の確認又は土地の分筆、合筆等をする場合に利用されます。

ところが、現在法務局に備え付けられている公図は、明治期の地租改正の際に作成されたものが多く、現地において境界（筆界）を復元できるほどの精度と正確性は有していません。

そのため、法務局では、このような公図の地区について一筆の土地ごとに境界（筆界）を確認して、より正確な測量をし、現況と一致する精度の高い地図を作成しています。

新しく作成される地図は、現地復元性があり、例えば、境界標が紛失するなど、何らかの事情で現地において境界が分からなくなった場合、この地図があれば境界を復元することができるものであり、精度の高い正確な地図となります。

## ☆ 地図作成の効果

- 国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 境界標が無くなるなどして、現地において土地の境界が分からなくなっても、地図に基づいて復元測量をすることによって境界を探し出すことができます。
- 調査・測量の結果、地目や面積に誤りが発見された土地については、現況に一致させる登記をします。
- 地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格な維持管理が行われます。

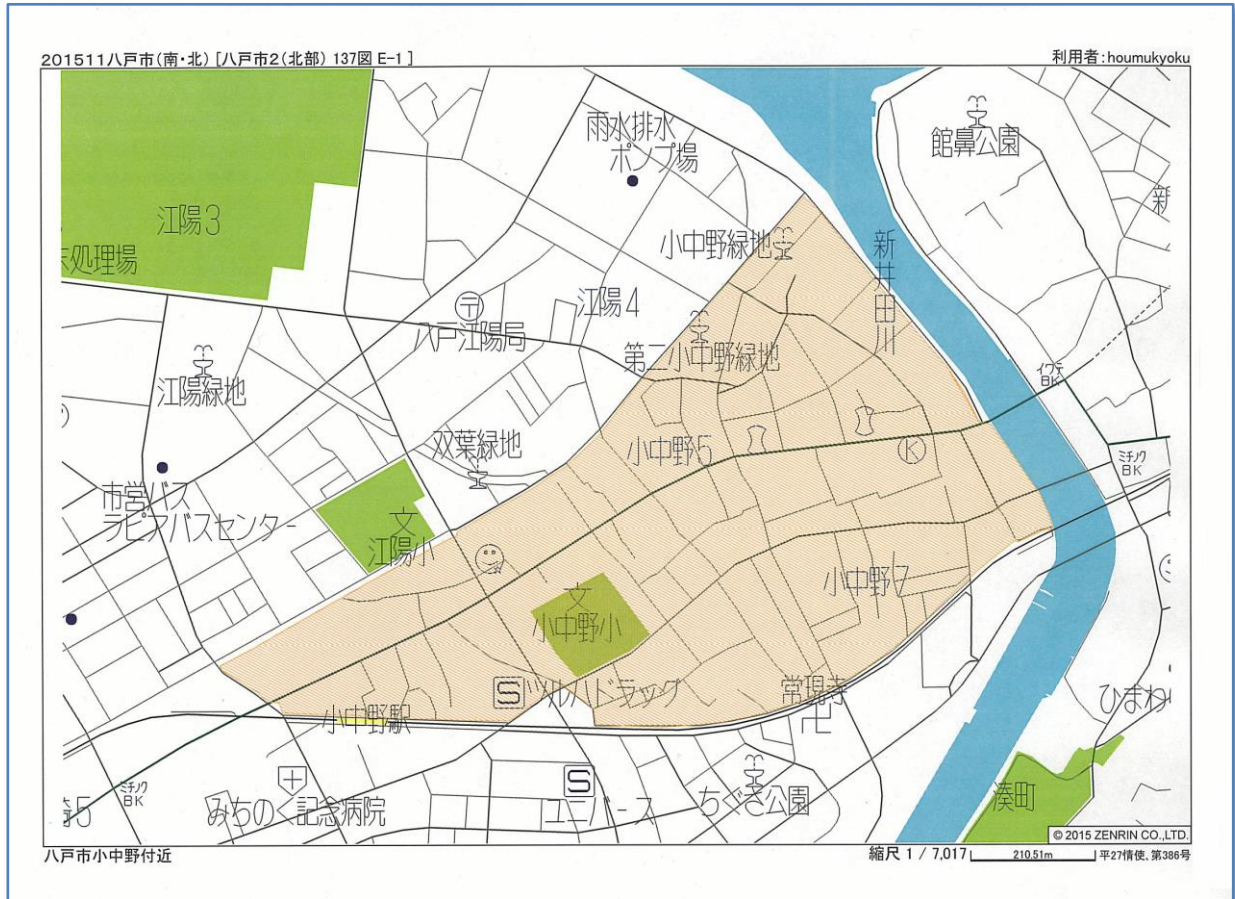
地図作成地域内に土地を所有する皆様には、この作業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

平成29年度は、以下の区域で作業を実施します。

### 1 八戸市 一筆の土地ごとに境界調査（立会い）と測量を行います。

- 作業地域 八戸市小中野5丁目及び小中野8丁目の全地域  
八戸市小中野4丁目、小中野6丁目及び小中野7丁目の一部地域  
(下記作業地域図のとおり)

【作業地域図】(斜線で囲まれた範囲となります。)



許諾番号 Z 17 A F 1 5 5 号

- 作業期間 地図作成作業 平成29年4月から平成30年3月まで
- 計画機関 青森地方法務局
- 作業機関 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

○ 法務局からの郵便は届いていますか？

平成29年5月から現地における調査を開始しました。地図作成地域内に土地を所有する皆様には個別に、郵便により調査日時等の詳細をお知らせしています。

ところが、土地の所有権を取得した際に登記された所有者の住所と現住所が相違（住居表示実施による変更を含む。）している場合や、登記上の土地の所有者がお亡くなりになっており、相続登記が未了の場合などは、法務局からの郵便が届いていないことがあります。これまでに、まだ一度も郵便物が届いていないなど、心当たりのある方は、地図作成作業現地事務所までお問い合わせ願います。

- お問合せ、連絡先  
〒030-8511  
八戸市小中野五丁目7番6号（旧タイヤ夢跡地）  
青森地方法務局地図作成作業現地事務所  
TEL 0178-73-8561

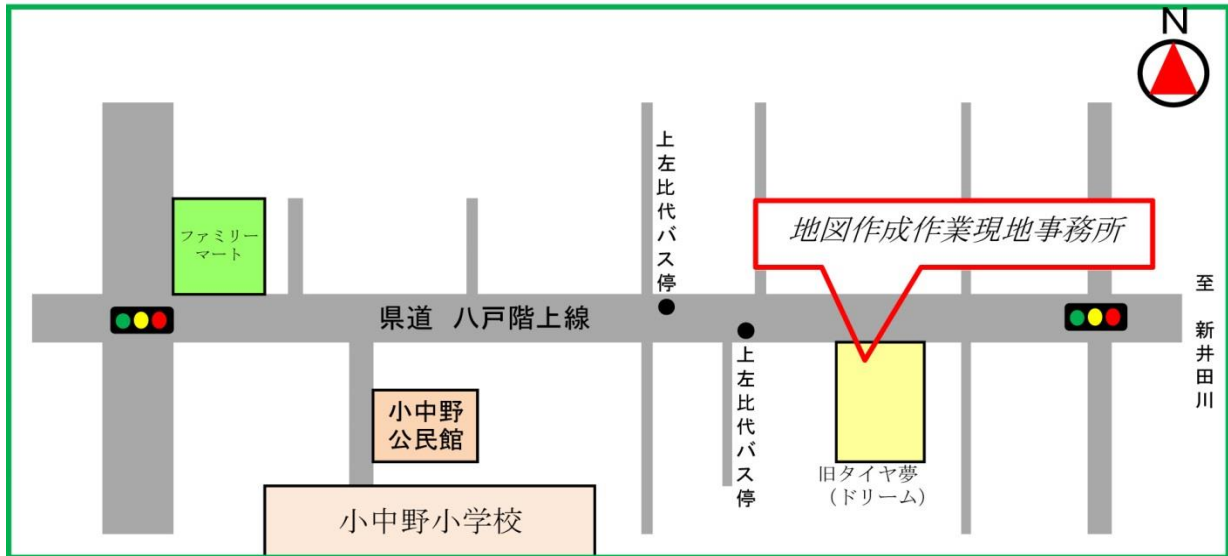
平成29年5月1日（月）から開設中

平日は午前9時から午後4時まで  
土・日・祝祭日は原則休業





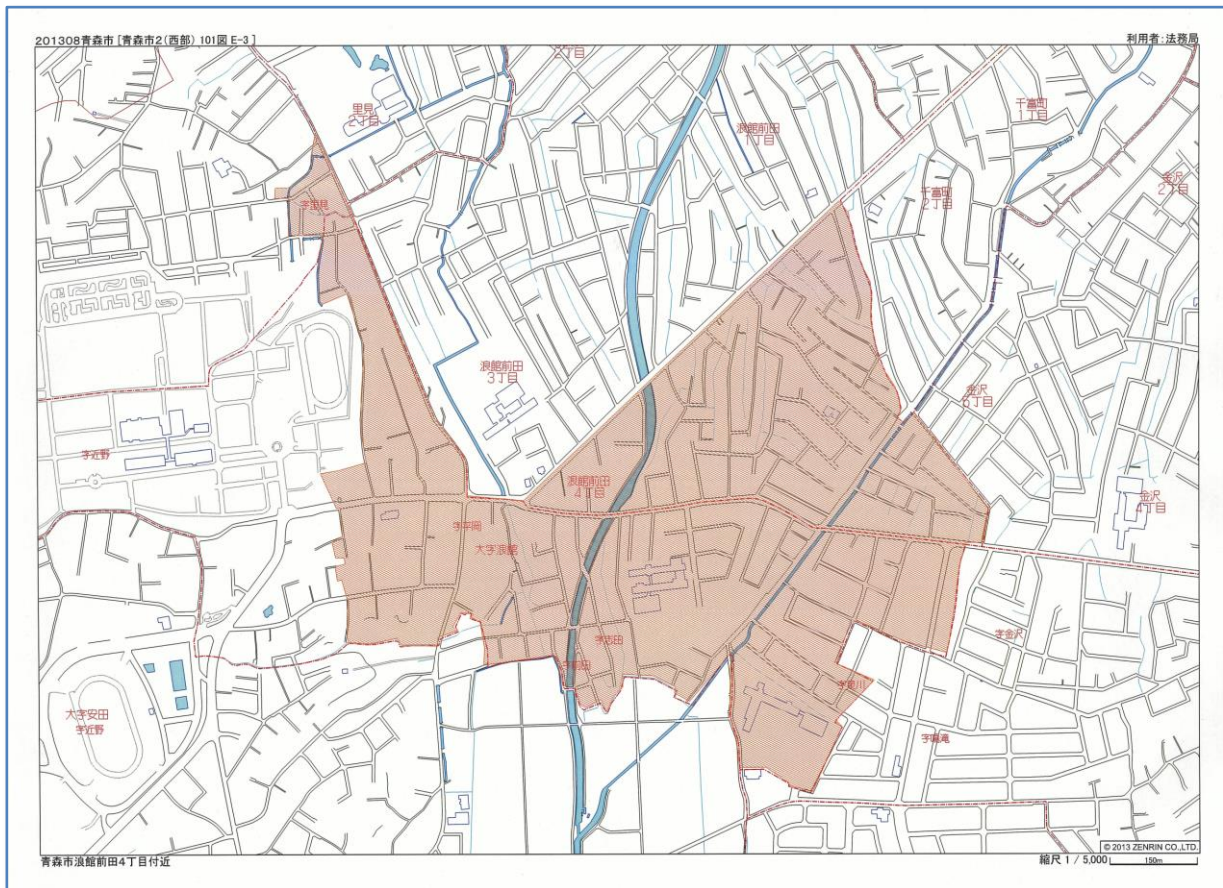
## 地図作成作業現地事務所案内図



## 2 青森市 平成29年度は、測量のための基準点を設置します。

- 作業地域 青森市浪館前田4丁目、大字浪館字泉川、字平岡、字前田及び字志田の全地域、大字三内字里見の一部地域（下記作業地域図のとおり）

【作業地域図】(斜線で囲まれた範囲となります。)



許諾番号 Z17AF154号

- 作業期間 基準点設置作業 平成29年9月頃から平成29年11月頃まで  
(地図作成作業 平成30年4月から平成31年3月まで)

□ 計画機関 青森地方法務局

□ 作業機関 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

○ **住所変更・相続登記はお済みですか？**

地図作成地域内に土地を所有する皆様への今後の作業のお知らせについては、郵便による通知となります。

土地の所有権を取得した際に登記した所有者の住所が当時のままで、現住所と相違（住居表示実施による変更を含む。）している場合や、登記上の土地の所有者がお亡くなりになっており、相続登記が未了の場合などは、法務局からの郵便が届かない可能性があります。この機会に、是非登記手続きをしていただくことをお勧めします。

□ 地図作成作業に関するお問合せ、連絡先

〒030-8511

青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎内

青森地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

TEL 017-776-9042

□ 登記手続きに関する御相談は予約制となります。

青森地方法務局登記部門（相談予約）

TEL 017-776-9041